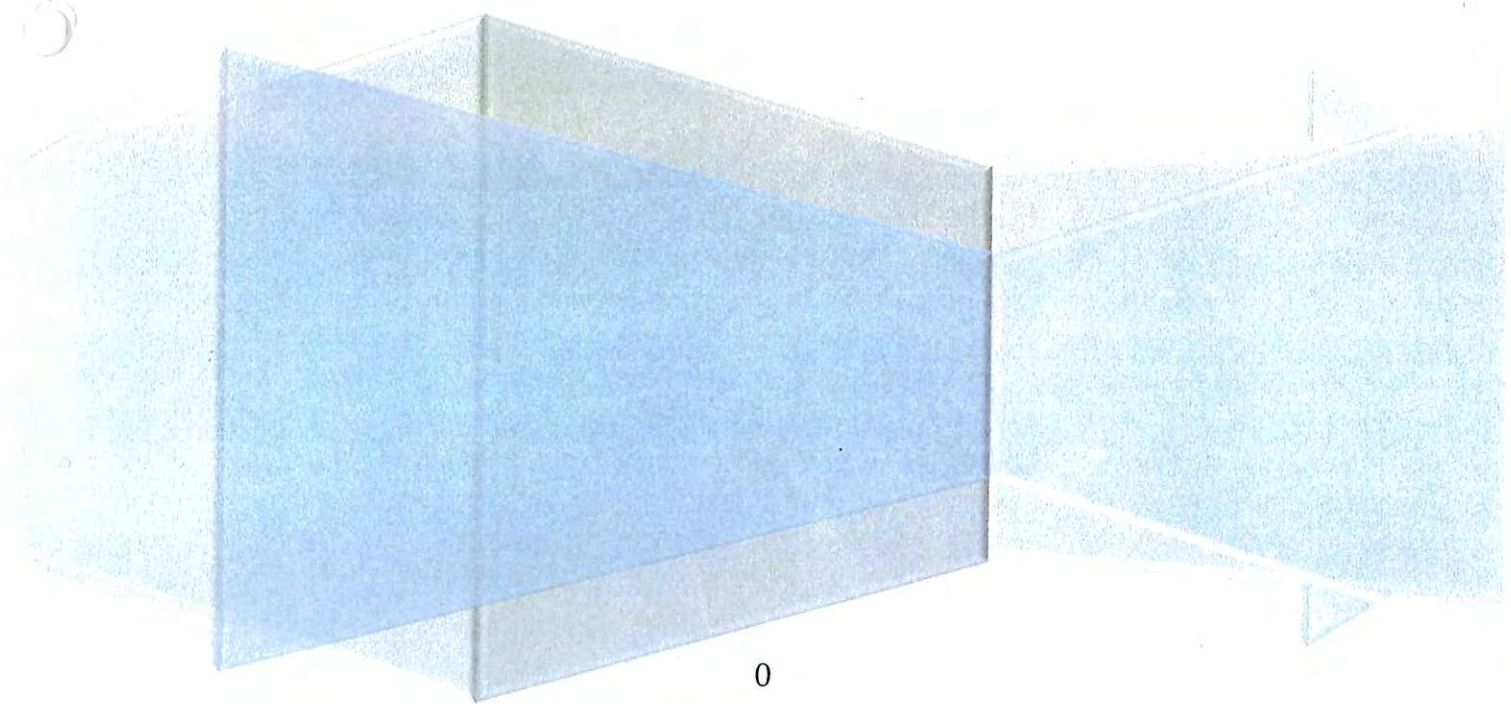


一般財団法人大阪休眠預金等活用団体

# 業務実施計画



0

## 内容

イ 組織全体の使命・目標.....	3
1. はじめに.....	3
2. 東京一極集中というマクロ的社会課題.....	7
3. 地方金融の不安という社会課題.....	8
4. 組織の使命.....	10
5. 5年後の数値目標.....	11
6. 3年後(21年度末)中間目標.....	13
7. 数値目標を達成するための具体的なプラン.....	14
(1) ブレークダウン担当方式.....	14
(2) 「クロスボーダー選考」.....	14
ロ 業務実施に当たっての基本的考え方等.....	14
8. 休眠預金等の資金の特性の理解.....	14
9. 「内閣総理大臣の指定という権威」の最大化のためのプラン.....	15
10. 組織運営の基本的考え方.....	15
(1) 現実性.....	15
(2) 段階的拡張.....	15
(3) 人の集合である文化面の重視.....	16
11. 事業運営に対する基本的考え方.....	16
(1) EBPの観点から評価に対する考え方.....	16
(2) 比例原則の徹底.....	17
(3) 内発的民間公益活動に対する着目.....	17
12. 基本方針に示された基本原則との関係.....	18
(1) 国民への還元.....	18
(2) 共助.....	18
(3) 持続可能性.....	19
(4) 透明性・説明責任.....	19
(5) 公正性.....	20
(6) 多様性.....	20
(7) 革新性.....	20
(8) 成果最大化.....	21
(9) 民間主導.....	21
13. 組織運営体制等.....	22
(1) 第1ステージ組織図(2019.1.1付).....	23
(2) 所掌事務及び職員担当表(2019.1.1付).....	24
14. 組織運営計画.....	24
評議員会の計画.....	24
予算の積算.....	26

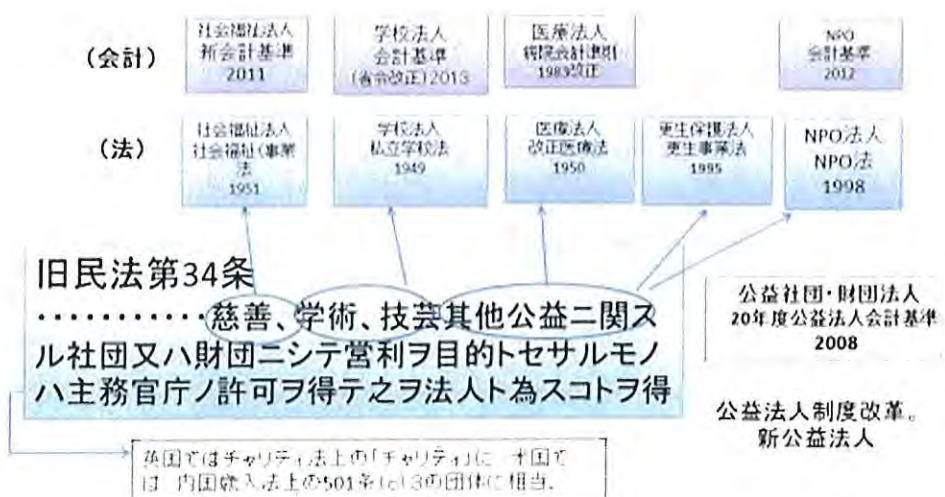
理事会の計画	27
監事会の計画	27
事務局組織の計画	27
所掌事務及び職員担当表 (2019.1.1 付)	28
(1) 2019年4月以降-2020年9月1日までの人事	31
(2) 第2ステージ 組織図 (2020. 9.1 付)	32
(2) 第3ステージ組織図 (2021.9.1)	35
(3) 第4ステージ組織図 (2022年09.01付)	36
15. 業務運営コスト	37
その他一般管理費の積算の考え方	40
ハ 基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、実施計画	40
<b>【1】法に具体的に規定されている業務（「基本的業務」）</b>	40
16. ① 資金分配団体の選定等	41
a) 「優先的に解決すべき社会の諸課題」の把握・分析及び決定（業務規程第8条参照）	41
b) 資金分配団体の選定	42
c) 予算の積算	47
17. ② 資金分配団体に対する助成等	50
a) 休眠預金等に係る資金の助成	50
b) 継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証	51
18. ③ 資金分配団体に対する監督等	52
a) 資金分配団体等に対する監督	52
b) 選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継	54
c) 監督体制	55
d) 予算の積算	55
19. ④ 休眠預金等交付金の受入れ	56
20. ⑤ 民間公益活動の促進に関する調査及び研究	58
a) 案件の発掘・形成に係る調査及び研究	58
b) 制度改善や活動促進に資する調査及び研究	58
c) 予算の積算	59
21. ⑥ 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動	61
a) 戦略的・効果的な啓発活動及び広報活動	61
b) シンボルマークの策定・活用	62
c) 予算の積算	62
22. ⑦ 適切な評価の実施	63
<b>【2】業務の充実に向けて期待される業務</b>	64
23. ① 関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備	64
24. ② 成果評価実施支援	67
25. ③ 研修	69
26. ④ 国際交流	71
27. 支出見込み合計	78

## イ 組織全体の使命・目標

### 1. はじめに

- 第二次世界大戦後、日本の特殊事情から民間公益活動は公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、非営利活動法人いわゆる NPO 法人等の法人格別に分断されてきた。
- これらは省庁別に縦に監督され、会計基準も公益法人会計基準、学校法人会計基準、社会福祉法人会計基準、医療法人会計基準、NPO 法人会計基準などに分断されて、世界でも類例を見ない分断が生じてきている。
- このような国は日本にしかなく、ソーシャル・セクターの発展を考える上でまず押さえておかねばならない事項である。

明治時代の旧民法34条の公益法人から分化し、法制・会計がそれぞれ独自に展開、ガラパゴス化した非営利法人



- 我々大阪の民間公益活動を行うソーシャル・セクターの関係者は、2015年12月28日から様々な議論を繰り返し、大阪の歴史に裏づけられた豊富な経験、制度と文化の関係をめぐる深い知識、他の国の民間公益セクターについての重厚な知識といったいわば「知の固定資産」に立脚しながら検討を加えた結果、民間公益活動はこうした法人格の種別に捉われることなく、相互に協力しながら行っていくべきであるという確信をもった。
- 日本全体の社会課題の要因を取り除くためには、民間公益活動の歴史ある大阪が、民間公益活動のキャピタル機能を目指していくべきだという結論に至った。  
そこで、2017年4月19日から、かかる趣旨の会議設置に向けての準備を進めた結果、学校法人、公益法人、社会福祉法人、NPO法人らの代表者をメンバーとして、2018年2月5日に

正式に「民都・大阪」フィランソロピー会議（以下「民都・大阪」会議）として発足し、同年6月1日には世界で初めての「フィランソロピー都市宣言」を行うに至っている。

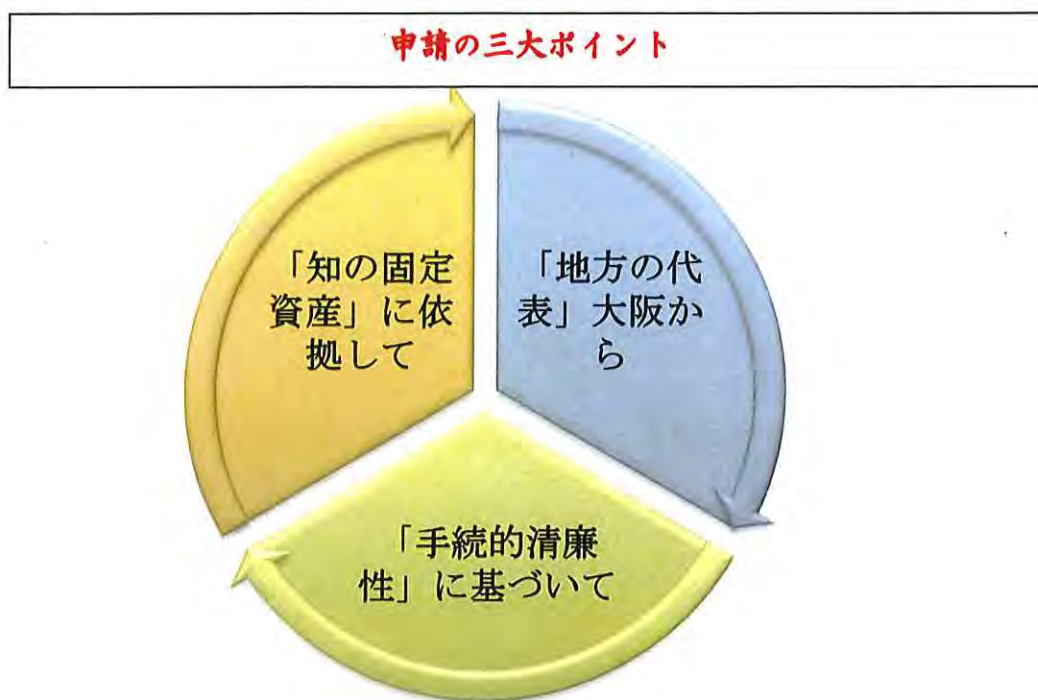
- 他方で、日本全体を見渡せば、東京一極集中の弊害が強く認識されている。現在の東京一極集中は僻地の活力を奪っているばかりではなく、東京圏以外の都市とりわけ大都市の都市機能をも奪い始めていると指摘されている。
- 例えば、他の大都市からの東京圏への人口の移動が顕著で、大阪府の人口についても対東京圏に対しては若者世代を中心に毎年7千人から1万人が純減となっておりその度合いは全国で最も大きい。「大都市が人口を流出させている」という通常では起こらない現象が国内で生じてしまっている。そこで、政府においても政府関係機関の地方移転を行うなど東京の一極集中の問題に真剣に取り組んでいることは広く知られている。
- また、日本銀行のデータによると、東京都の個人の預貯金残高は2017年3月末時点で、実に前年より12.7%増えた。日本銀行では、地方からの遺産相続等の預金シフトがあるとみており、例えば愛媛県では0.8%減とマイナスに転じ、四国全体でも0.6%増にとどまっている中で、東京だけに資金が集中していつている。なお、この時の東京都の個人の預貯金残高の1年間の増加額は大阪府の全預貯金額の実に約半分に相当した。
- 今、こうした大阪の動きと全国の動きがある中で、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という）が成立した。全国の金融機関から預金保険機構を通じて、全国に一を限って指定される指定活用団体（休眠預金等活用法20条）に入ることになる。
- 現下の地方経済、地方金融機関の状況からすれば、休眠預金等が全国各地から一つの指定活用団体へ流れることの意味を十分に理解しなければならない。休眠預金等活用法第16条第4項にも「休眠預金等交付金に係る資金の活用にあたっては、これが大都市その他特定の地域に集中することのないように配慮されなければならない」と規定されて、地方からの目線が如何に重要であることはいまでもない。
- 東京と地方の格差はあまりにも大きく、今回の休眠預金等活用が壮大なる「社会実験」（平成30年3月30日総理大臣決定「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」。以下「基本方針」という）であったとしても、東京ないし東京圏（以下併せて「東京」という）中心の議論・発想における「社会の諸課題」（休眠預金等活用法16条第1項）だけでこの資金の活用が進行してはならないことはいまでもない。
- こうした中で、東京において休眠預金等活用の議論が進行し、本年5月16日に休眠預金等の指定活用団体の公募が発表された。我々の数年間に及ぶ議論は日本の民間公益活動の発展のためという純粋なものであり、公募要項が発表もされないままに指定活用団体の申請のための議論を行っていたわけではない。しかしながら、休眠預金等活用法及び「基本方針」が決定し、その趣旨を理解すれば、我々のこの数年間の思いと同じであることに疑いの余地はない。

- 東京と地方の目線にギャップに悩む地方からも、我々に対して「地方の代表として」休眠預金等の指定活用団体の申請を促す声も寄せられた。
- そこで、以下の者が賛同した。
  - 民都・大阪」会議の有志を基礎に、
  - 「公益資本主義」に基づく新しい企業の価値を創造する者、
  - 公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準、NPO 会計基準等の非営利法人会計を熟知する会計関係者、
  - 東京一極集中に疑問を呈する地方の賛同者、
  - 平成 20 年度税制改正答申で「民間公益セクター」という用語を使用し、公益法人税制促進に舵を切った政府税制調査会関係者。

一般財団法人「民都大阪休眠預金等活用団体」設立準備委員会

秋山孝二	公益財団法人秋山生命科学財団理事長<指定後評議員予定>	北海道
池内啓三	学校法人関西大学理事長(*)<設立時理事>	大阪府
岩田敏郎	社会福祉法人聖徳会理事長(*)	大阪府
岩永清滋	公認会計士・税理士 <指定後評議員予定>	兵庫県
大槻文蔵	公益財団法人大槻能楽堂(*)	大阪府
大西寛文	公認会計士、元日本公認会計士協会副会長	大阪府
大貫 一	金沢星稜大学教授 (公認会計士)<指定後評議員予定>	石川県
尾崎 裕	大阪商工会議所会頭	大阪府
尾上選哉	大原大学院大学教授(会計学)<指定後評議員予定>	東京都
柏木登起	特定非営利活動法人シミズシーズ 代表理事 <指定後評議員予定>	兵庫県
金井宏実	認定特定非営利活動法人大阪 NPO センター代表理事(*)<設立時理事>	大阪府
黒田章裕	一般社団法人関西経済同友会 代表幹事	大阪府
久保井一匡	久保井総合法律事務所 弁護士、 元日本弁護士連合会会長(*)<指定後監事予定>	大阪府
崎元利樹	前公益財団法人放送文化基金 専務理事、元 NHK <指定後評議員予定>	東京都
島田牧子	公認会計士・税理士 <設立時監事>	大阪府
施 治安	大阪 100 人会議顧問 (*)	大阪府
出口正之	国立民族学博物館教授、元内閣府公益認定等委員会委員、 民都・大阪フィランソロビー会議議長(*)<設立時代表理事>	大阪府
中野秀男	帝塚山学院大学教授(*)、 民都・大阪フィランソロビー会議情報分科会長<設立時評議員>	大阪府
野村卓也	ナレッジキャピタル総合プロデューサー、内閣府参与<指定後評議員予定>	大阪府
橋本正洋	東京工業大学教授 <指定後評議員予定>	東京都
原 夫人	米国 501(c)(3)公益財団アライアンス・フォーラム財団 (国連経済社会理事会諮問有資格)代表理事、内閣府参与 <指定後評議員予定>	米国
藤井秀樹	京都大学教授(会計学) <指定後評議員予定>	京都府
松本正義	公益社団法人関西経済連合会会長	大阪府
関 [REDACTED]	梨香 株式会社カルティバイト代表取締役 <指定後評議員予定>	沖縄県
堀井良般	公益財団法人関西・大阪 21 世紀協会理事長、	

- これらの者が民間公益活動精神と「**公益資本主義**」の理念とに基づいて、休眠預金等の活用を入念に考察した。その結果、政府関係機関の地方移転を進めようとしている国の施策との総合的な一貫性を考慮するならば、指定活用団体は地方に置かねばならないという信念のもと、「**地方の代表たる**」大阪が先導しつつ全国と密接な関係と協力の下に「指定活用団体」として申請し活動することを目的とする一般財団法人を設立することとなった。こうした経緯を反映する名称として「一般財団法人日本都大阪休眠預金等活用団体」をここに設立した。
- また、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「公益認定法」）に関する知識、実務的なスキルを有している我々は、公益認定法の立法趣旨、休眠預金等に対する**手続的清廉性**への期待から、一般財団法人として指定活用団体に申請するだけでなく、同時に公益認定を申請するものであり、指定活用団体の指定並びに公益法人としての認定が行われた暁には、名称を「**公益財団法人日本休眠預金等活用団体**」（案）と改称する予定である。



（注1）「知の固定資産」とは

御厩祐司が『知のシャープナー』で用いた用語。

社会的インパクト評価イニシアティブが、知的フィルターを通すことなく海外からの情報を文化的・制度的文脈から切り離して流通させることによって、その「定義」や「評価の部分の英語訳」を短期間に変えたりするようなことが現実には生じている。ここでは、例えば、短期間にしか有用でない知識を「**知の流動資産**」と呼ぶ。それに対して文化的制度的な文脈の中で理解され、知的フィルターを通ることで長期間の風雪に耐えうる知を「**知の固定資産**」と呼ぶ。

【参考】<http://www.impactmeasurement.jp/about/> 平成30年9月15日ダウンロード

社会的インパクト評価とは、社会的インパクト・マネジメントを実践していくための評価です。プログラム評価の考え方や手法を活用して、単一または複合的な事業・取り組みの社会的な効果や価値に関する情報を可視化するものです。

以上の定義は、2018年6月「社会的インパクト・マネジメント・フレームワーク」の発表をもって、SIMIとして、2016年より採用してきた**定義を改訂**したものです。

社会的インパクト・マネジメントとは、社会的インパクト評価を事業運営プロセスに組み込み、「インパクト・マネジメント・サイクル」を回すことによって、事業運営により得られた事業の社会的な効果や価値に関する情報をもとにした事業改善や意思決定を行い、社会的インパクトの向上を志向するマネジメントのことであり、社会的インパクトの向上に向けた行動のあり方を定めた「**社会的インパクト志向原則**」を実践するマネジメント手法です。

## (注2)

休眠預金等の活用については約10年近く、国会議員、休眠預金等活用審議会をはじめ関係各位の並々ならぬ努力によってようやく実現しようとしてきている。しかしながら、残念ながら出来レースと噂されたりするような状況が生まれたり、一部の審議会の委員・特別委員が指定活用団体の指定という最も重要な時期に何人も辞任したりすることによってあらぬ疑念を生じさせている。本財団はこうした疑念とは全く無関係に、民間公益セクター（平成20年度税制調査会答申で使用された用語）の発展を考えた者たちが、「指定活用団体」のみを視野に入れて設立した財団である。こうした申請に当たって疑念を差し挟む余地のない手続きのことをここでは「手続的清廉性」と呼ぶ。

## 2. 東京一極集中というマクロ的社会課題

「東京圏への人口転出超過状態には偏りがある。東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市や県庁所在市などの中枢中核都市が大半を占めている。転出超過上位63の地方公共団体で約5割、200の地方公共団体で約7割、300の地方公共団体で約8割を占めている。道府県別に見ると、転出超過数が多いのは大阪府、兵庫県、愛知県といった大都市圏を構成する府県であり、これに東日本の各県が続いている」。(まち・ひと・しごと創生基本方針2018について)

指定活用団体の選定の要件としては、東京都及び近隣県（埼玉県、神奈川県、千葉県）に設置しないことを明記してほしい。(基本方針ハブリックコメントNo. 103)

- 政府の認識では東京一極集中は大都市にも深刻な影響を与え始めているというものである。実際、スイス、オーストリア、デンマークなどの国々をしのぐ人口を擁する世界有数の大都市であるはずの大阪においても年間1万人を超える人々が対東京圏への転出超過数（純減）するにいたっている（図2）。
- とりわけ、若者、専門家などの流出が続いており、例えば、都市銀行を監査する監査法人が